

議案第46号

債権の放棄について（建設局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪府中央区谷町4丁目4番15号
株式会社 ウォーター・エンジニアリング
- 2 債 権 の 内 容 業務委託契約の解除に伴う前払金の返還に係る利息債権
- 3 放棄する債権の額 次の各号に掲げる業務委託契約ごとに、当該各号に掲げる未払の利息の額の合計金514,266円
 - (1) 北野抽水所ポンプ設備設計業務委託契約 金291,641円
 - (2) 船町抽水所ポンプ設備設計業務委託契約 金156,553円
 - (3) 聖天下～今宮幹線マンホールポンプ設備設計業務委託契約 金66,072円
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が債務超過である蓋然性が高く、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

債務者に対する業務委託契約の解除に伴う前払金の返還に係る利息債権を放棄するため、この案を提出する次第である。